

相談者(Aさん) 町民課に勤めている主任のAといいます。うちの課では定期的に町民の困り事相談を実施しているのですが、最近は法律的な相談も多くなっています。一時ほどではありませんが、多重債務の相談がやはり多く、その中で民法の保証制度が改正されたことについて質問されることがあります。今日はその基本的な知識を教えてください。

弁護士 平成一六年に、二点について大きな改正がなされました。一点は保証契約の要式性が定められたこと、二点目は貸金等根保証契約について保証の範囲を制限する手当がなされたことです。

Aさん 「保証契約の要式性」とはどのような意味なのでしょうか。
弁護士 民法の四四六条二項は、「保証契約は書面で行わなければならない」と定められました。従来は口頭による保証契約も認められていたのですが、保証というものが保証人にとって危険な契約類型であることから、保証人の保証意思が書面という形で外部的に明白になっている場合に限りて契約の効力を認めることにしたのです。

Aさん 保証契約は保証人と主債務者との間で交わす契約ですか。
弁護士 それは違います。保証人と主債務者

の間は保証委託という関係で、保証契約は債権者と保証人との契約なのです。この点をはっきりと覚えておいて下さい。債権者と借主(主債務者)が交わす金銭消費貸借契約書中に保証人が、「借主の債務を連帯保証する」と債権者に対して意思表示をするのが

定する場合に将来の債務分も含めて保証する場合が典型的です。そして貸金等根保証というためには、主債務の範囲に貸金や手形割引の債務が含まれていることと保証人が個人であることが必要です。この要件を満たし貸金等根保証契約となるものについて、改正された民法四六五条の二以下の保証人の責任を限定する規定が適用されることになります。

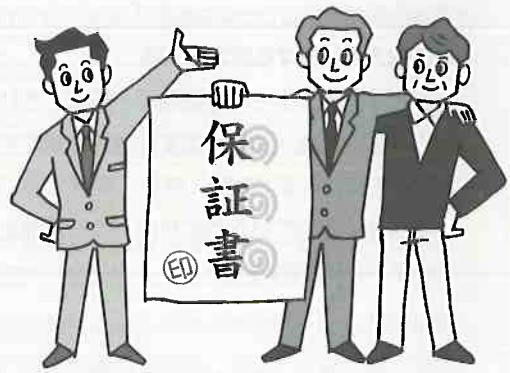
Aさん 責任の限定ということについて、具体的に教えてください。
弁護士 まず第一に極度額を定めなければ貸金等根保証契約が効力を生じないとされました。これは極度額を明示することで、保証人が負担する債務の範囲を予測できるようにして、保証について慎重な判断ができるようにするという趣旨のものなのです。

Aさん 極度額自体に数量的な制限は無いのですか。
弁護士 これは保証をする際の主債務者が必要な資金量や保証人の資力等、様々な要素から極度額が定められますので、画一的な制限を設けることは行なわれませんでした。

法律に強くなる!
連載【まちづくりの法律相談】 第21回

保証制度の改正

と、保証人との関係で、保証契約は債権者と保証人との契約なのです。この点をはっきりと覚えておいて下さい。債権者と借主(主債務者)が交わす金銭消費貸借契約書中に保証人が、「借主の債務を連帯保証する」と債権者に対して意思表示をするのが



行に備えた違約金等の定めがある場合にも、それは極度額に含まれるものとされました。Aさん 他に責任を限定する制度はあるのですか。

弁護士 改正法は保証期間を制限するという趣旨で元本確定期日の制度を導入しました。これは四六五条の三第一項で定められ、その期日の到来をもって主債務となるべき元本が確定し、保証人はその後生じた主債務の元本については保証債務を負わないこととなります。これは貸金等根保証契約の保証人が負うことになる責任の範囲を時間の経過という面から限定する趣旨のものです。

Aさん 主たる債務の元本はどういう場合に確定するのですか。

一般的です。

Aさん 書面が必要ということは、保証人の記名捺印も必要ということでしょうか。

弁護士 必ずしもそうではありません。改正法では「書面」とあるだけで、記名捺印までは要求していません。書面上に保証人の保証意思が表れていれば足りると考えられています。もつとも、裁判等になって本当に保証する意思があったのか否かが争われた場合などは、記名捺印が大きな意味を持ちます。中でも本人の筆跡なのか、使われた印鑑が実印なのかは重要なポイントになります。

Aさん 保証人が保証書を債権者に差入れるという方式が従来はかなり使われていたと思いますが、改正法の下では有効なのでしょうか。

弁護士 確かに、金融実務では保証書の差入方式がよく使われていました。改正法の趣旨は保証意思が外部的に明らかになっていることを要するというものですから、差入方式でも四四六条二項の要件は満たしていると考えられます。

Aさん 次に「貸金等根保証契約」とはどのようなものをいうのですか。

弁護士 まず根保証とは根抵当権と同じように、保証の対象となる主債務が初めから特定されておらず、「一定の範囲に属する不特定の債務」であるものです。継続的な取引を予

定する場合に将来の債務分も含めて保証する場合が典型的です。そして貸金等根保証というためには、主債務の範囲に貸金や手形割引の債務が含まれていることと保証人が個人であることが必要です。この要件を満たし貸金等根保証契約となるものについて、改正された民法四六五条の二以下の保証人の責任を限定する規定が適用されることになります。

Aさん 保証契約から五年以降の日を元本確定期日と定めた場合、保証契約自体が無効とはならないのですか。

弁護士 その場合は元本確定期日の定めがないことになり、結局保証契約締結の日から三年を経過する日が元本確定期日ということになります。

Aさん それ以外に元本が確定する場合はあるのですか。

弁護士 保証人の保護という観点から次の三つの場合が定められています。一つは債権者が主債務者または保証人に対して強制執行の申立をした時、二つ目は主債務者または保証人が破産手続開始の決定を受けた時、三つ目は主債務者または保証人が死亡した時です。

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)
阿部 佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員